

平成29年度
大分県自立支援協議会
第3回相談支援・研修部会

日時：平成30年1月26日（金）
場所：大分県市町村会館 62会議室

大分県福祉保健部障害福祉課

次 第

- (1) 平成29年度の活動報告について
- (2) 平成30年度取組について
- (3) その他
年間スケジュール(案)について

次第 1

平成 2 9 年度の活動報告について

平成29年度 大分県障がい福祉関係研修

平成30年1月26日現在

研修名	内容と対象者	開催日時	会場	定員	申し込み・問い合わせ先 (県の担当班等)
相談支援従事者初任者研修	(対象者) ・相談支援専門員となる者(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行・地域定着) ・サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者となる者【2日間のみ】	平成29年 7月19日(水) 平成29年 7月20日(木) 平成29年 8月10日(木) 平成29年 9月 21日(木) 平成29年 9月 22日(金)	大分県社会福祉介護研修センター	151人	大分県社会福祉介護研修センター 097-552-6888 (障害福祉課自立・療育支援班)
相談支援従事者現任研修	(対象者) ・相談支援専門員(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行・地域定着)	平成29年11月24日(木) 平成29年12月17日(土) 平成29年12月17日(日)	大分県社会福祉介護研修センター	82人	大分県社会福祉介護研修センター 097-552-6888 (障害福祉課自立・療育支援班)
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修	(対象者) ・サービス管理責任者及び児童発達管理責任者になろうとする者 ・相談支援従事者初任者研修の共通講義2日間を受講した者	・共通講義 平成30年1月10日(水) ・各分野 ①介護 平成30年2月14日(水)～15日(木) ②地域生活(身体) 平成30年2月5日(月)～6日(火) ③地域生活(知的・精神) 平成30年2月1日(木)～2日(金) ④就労 平成30年1月30日(火)～31日(水) ⑤児童発達支援管理責任者 平成30年2月7日(水)～8日(木)	大分県庁	共通 196人 ① 62人 ② 7人 ③ 63人 ④ 78人 ⑤ 63人 ②～⑤は予定	障害福祉課自立・療育支援班 097-506-2729
相談支援従事者専門コース別研修	(内容) 主に相談支援業務に従事している者を対象に、より専門的な知識・技術を習得するため、年間4コース程度を実施(例:障害児支援/権利擁護、成年後見制度/地域移行、地域定着、触法/セルフマネジメント/スーパービジョン、管理、面接技術) (対象者) ・指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者	H29年度 ①ファミリテーター養成研修(初級) 平成29年7月4日(木) ②ファミリテーター養成研修(中級) 平成29年11月28日(火) ③医療的ケア児等(重症心身障がい児(者))支援研修会 平成30年1月13日(土) ④相談支援の質の向上についての研修会 平成30年3月12日(月)	①～② 大分県総合社会福祉会館 ③～④ 大分県教育会館	①17人 ②17人 ③60人 ④80人 ④は予定	障害福祉課自立・療育支援班 097-506-2731
地域移行・地域定着促進研修	(対象者) ・相談支援専門員(地域移行・地域定着) ・保健所 ・市町村職員 ・精神科病院職員 等	平成29年11月14日(火)	大分県社会福祉介護研修センター	85人	障害福祉課精神保健福祉班 097-506-2733
虐待防止・権利擁護研修	(対象者) ・全事業所 ・市町村	①共通講義 ②相談窓口職員コース ③施設等職員コース ①～③ 平成30年3月予定	大分県社会福祉介護研修センター	①150人 ②50人 ③100人 受講者数は予定	障害福祉課施設支援班 097-506-2745

平成29年度アドバイザーの派遣状況について

- 由布市自立支援協議会【平成29年8月30日（水）】14:00～
事前打合せ 7月31日、8月21日
派遣アドバイザー : 首藤 辰也アドバイザー
石川 博一アドバイザー
依頼内容 : 協議会の運営支援、協議会の活性化を図るため
支援内容 : 全体会、部会委員及び事業所に対する研修
・「自立支援協議会ってなあに？～宇佐市・別府市の取組」
・意見交換会「あったらいいな！」
参加者 : 44名

- 豊後大野市自立支援協議会【平成29年9月28日（木）】14:00～
派遣アドバイザー : 宮迫 賢太郎アドバイザー
(ロイヤルクリーナー株式会社リファイン大分代表取締役)
依頼内容 : 障がい者の就労の学習を行うため
支援内容 : 在宅・当事者部会成人の部学習会・「障がい者の就労」
参加者 : 21名

- 国東市自立支援協議会【平成29年12月20日（水）】14:00～
事前打合せ 9月26日、10月26日
派遣アドバイザー : 首藤 辰也アドバイザー
石川 博一アドバイザー
依頼内容 : 協議会の運営支援、課題解決に向けた取組方法
支援内容 : 定例会における研修
・「ともに生きるネットワーク 宇佐市自立支援協議会」
・「別府市自立支援協議会の取組」
参加者 : 20名

- 宇佐市自立支援協議会【平成30年1月19日（金）】15:00～
事前打合せ 1月11日
派遣アドバイザー : 首藤 辰也アドバイザー
依頼内容 : 地域生活支援拠点整備に向けてのスキルアップ
支援内容 : 「地域生活支援拠点整備」に係る北部圏域合同研修会
・「地域生活支援拠点整備について 別府市の取組」
参加者 : 35名

次第 2

平成 3 0 年度の取組について

平成30年度アドバイザー派遣について

1 平成29年度アドバイザー派遣依頼先からの意見等

○由布市自立支援協議会

- ・別紙参照

○豊後大野市自立支援協議会

- ・障がい者の就労について学習したいということで実施した。
- ・説明がわかりやすく、地元にロイヤルウオッシュのような就労の事業所があることを初めて知った委員もいた。
- ・11月の部会でも障がい者の就労に関して学習を行い、部会委員であるハローワークの方にハローワークサイドから話をしてもらった。

○国東市

- ・他市の取組を知ることができ今後の取組の参考になる部分や活かしていける部分があった。
- ・実際に各課題に取り組んでいく上でのアプローチ方法、課題解決までに至るプロセス等をもう少し具体的に知りたかった。またそれ以上にひとつの課題をピックアップし改善・解決に向けアドバイザーによる助言・指導等を通して見守っていただけるとありがたい。
- ・アドバイザー派遣を知り、今後の利用の仕方の参考になった。

(今後について)

自立支援協議会全体のシステムを見直す必要があるのではないかという方向性を見いだした。まず以下の通り進めて行く必要性を感じている。

- ・事務局を機能させていく。課題抽出し、各部会に振り分けて取り組んでいける体制を組む。
- ・自立支援協議会の全体的なシステムを再度チェックし、見直しを図る。
- ・各部門（全体会、定例会、事務局、各専門部会等）のあり方を検討し直す。
- ・協議会は課題を解決させていくためのプロセスであることを再認識するとともに、組織体として捉え、機能的・有機的に連動していけるよう取り組んでいく。
- ・協議会の要綱の見直し。

2 派遣アドバイザーからの意見等

3 来年度の取組

- ・ 各圏域でのアドバイザー派遣要望
- ・ 地域移行に関するアドバイザーの登録
- ・ 来年度の派遣方法

◎由布市地域自立支援協議会合同研修会(県内アドバイザー派遣事業)の報告

別紙

【日時】平成 29 年 8 月 30 日(水) 14:00~16:00

【場所】由布市役所本館 3 階大会議室(由布市庄内町)

【内容】第 1 部 講義「自立支援協議会ってなあに？」

講師 大分県自立支援協議会 県内アドバイザー 石川博一氏

大分県自立支援協議会 県内アドバイザー 首藤辰也氏

第 2 部 意見交換「あったらいいな！」くらし、しごと、こども部会

ファシリテーター 大分県自立支援協議会 県内アドバイザー

【参加者】協議会委員 11 名(14 名中)

(委員選出範囲)

市身障協会会長・市議会議員・市民生児童委員協議会会長・障害者支援施設長(身体・知的)・知的障害者相談員・児童福祉サービス事業所管理者・障がい福祉サービス事業所管理者・ハローワーク大分・市社会福祉協議会・市教育委員会・市保健師

こども支援部会委員 3 名(6 名中)

(部会委員選出範囲)

県中央児童相談所・県立由布支援学校・市保育連合会・市 PTA 連合会・市子育て支援課・市学校教育課

くらし支援部会委員 4 名(5 名中)

(部会委員選出範囲)

県中部保健所由布保健部・湯布院病院 SW・市社会福祉協議会生活困窮担当・市総合政策課・市消防本部

しごと支援部会委員 3 名(5 名中)

(部会委員選出範囲)

県中小企業家同友会・障害者就業・生活支援センター大分プラザ・市商工会・市観光協会・市商工観光課

障がい福祉事業所職員 11 名

(事業名称)

障害者支援施設(知的)・就労継続支援 B 型事業所・居宅介護支援事業所・共同生活援助事業所

関係機関・団体の方々 5 名

(所属機関)

県立由布支援学校・市 PTA 連合会・市社会福祉協議会

委託相談支援事業所職員 3 名

(所属機関)

障がい者相談支援センターこうせいかん・相談支援センターこだま・由布市障がい者相談支援センター

自立支援協議会事務局 4 名

(所属機関)

市福祉課職員

【県内アドバイザー派遣事業を受けての協議会や相談支援の課題】

- ・協議会を活用しきれていない現状は担当課として十分認識している。言い訳になってしまうが、市町村合併後の由布市という行政組織の中で障がい福祉の優先度合が予算やマンパワーも含めて他市町と比べると予算も人材も潤沢ではなく、予算の範囲内で限られた職員で対応せざるを得ない現状があるので、相談支援専門員におんぶにだっこの一面があるのでと一緒に歩みは遅いかもしれないことを理解していただきたい(市担当課)。
- ・由布市には相談支援事業所が 3 事業所、3 名の相談支援専門員で業務を行っている。専門員一人に対して契約ご利用者 170 名～200 名を抱えている現状があるので、由布市には指定特定相談支援事業所を増やしていただくよう、また相談支援専門員の増員について働きかけている状況です(委託相談支援事業所)。
- ・由布市自立支援協議会やそれに伴う各種専門部会についてですが、現状として由布市はほぼゼロからのスタートですので、いきなり先進地域のようにはなりません。複数年かかるかもしれませんが、段階的に前進できれば良いのではと個人的に思います。今年度は今までなかった由布市との話し合いの場も出来ました。段階的に前進しているのではと思います(委託相談支援事業所)。
- ・現在、市内の相談支援事業所は由布市が委託をしている 3 法人の 3 相談支援事業所しかなく、それぞれの相談支援事業所で「委託費＋計画相談個別給付」で事業経営を行っている。その中には地域に住んでいる当事者支援に加え、市内にある 4 法人が運営する大規模な入所施設(6 施設・総定員 400 名)も含まれていて、由布市以外の入所者の方々の計画相談も含めると由布市の相談支援専門員が作成する「サービス等利用計画・障がい児通所利用支援計画」は約 700 件という数になりますが、相談支援専門員を増やしていくためには、市内の各法人への相談支援事業の重要性の理解も必要なように思われます(委託相談支援事業所)。

【県内アドバイザー派遣事業を受けての今後の部会活動について】

- ・部会運営に関しては市としては予算がないが、文書発送や会場確保などできる限りの後方支援は積極的に行っていく予定です(市福祉課)。
- ・実際に現場で当事者を支援しているサービス提供責任者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の方々がもっと部会に参画し、現場の思いや地域の課題を一緒に共有し協議していく場として活用してもらいたい(協議会委員)。
- ・相談支援で上がってきた地域課題を現場の職員にも意識してもらうことが必要。だとしたら、合併後一度も集まったことのない市内の事業所向けの意見交換会など何らかの仕掛けを考えていくことも必要なのでは(部会委員)。
- ・部会についても、3 人の相談員が事務局となっています。福祉に携わる方々の想いや意見等を吸い上げる専門部会につながる作業部会的な物があっても良いのではと感じています。これは「3 人の相談支援専門員だけで何ができるのか？」という先日の協議会での委員の意見にも繋がるものだと思います(委託相談支援事業所)。
- ・今の状況で活動をしていくために、3 部会(くらし部会、こども部会、しごと部会)が存在しているが活動ができていない状況にあるので、相談支援専門員 3 名で一緒に動かしていくところから始めてはどうかと思います。3 名一緒だとハードルが低くなり、活動しやすくなるのではと考えます(委託相談支援事業所)。

県内アドバイザー名簿

氏名	所属	職	地域	アドバイス可能な分野						派遣可能地域	
				自立支援協議会	相談支援	就労	療育	発達障がい	当事者		その他
首藤 辰也	社会福祉法人別府発達医療センター 地域支援センター「ほっと	相談支援専門員	別府市	○	○						県内全域
神志那 久美	社会福祉法人紫雲会 サポートセンター「サライ	相談支援専門員	豊後大野市		○						竹田市、豊後大野市
石川 博一	社会福祉法人 清流会 相談支援事業所「ルポース」	相談支援専門員	宇佐市	○	○						県内全域
石松 聡美	社会福祉法人 すぎのこ村 相談支援事業所 Beeすけっと	相談支援専門員	日田市		○			○			派遣区域については別途相談
橋本 和美	社会福祉法人別府発達医療センター 地域療育連携室	係長	別府市		○					主に児童ケースに対応	
五十嵐 猛	大分県発達障がい者支援センター「イコール」	センター長	大分市				○				県内全域
小川 由夏	社会福祉法人大分県社会福祉事業団 障害者就業・生活支援センター「じゃんぷ」		佐伯市			○					派遣区域については別途相談
浅倉 恵子	調訪の社病院 どんぐりの壮クリニック	大分県高次脳機能障がい支援コーナーマネージャー	大分市					○			県内全域
荒巻 成志	社会福祉法人 由布市社会福祉協議会	相談支援専門員	由布市	○	○						県内全域
大谷 慎之介	佐伯圏域障がい者支援センター「ほっぷ」(大分県なおみ園)	相談支援専門員	佐伯市		○						大分市、別府市、臼杵市、津久見市、豊後大野市
佐藤 任孝	大分県発達障がい者支援センター	発達障がい者地域支援マネージャー	大分市		○			○			県内全域
宮迫 賢太郎	ロイヤルクリナー株式会社 リファイン大分	代表取締役	豊後大野市			○					大分市
佐藤 英毅	障害福祉サービス事業所 つわぶき園	利用者	大分市		○			○		○	県内全域
小野 泰史	大分県教育庁特別支援教育課	課長補佐	大分市					○			大分市 佐伯市

「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ（概要）

趣旨

平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性をとりまとめた。（平成28年3月から7月まで計5回開催）

とりまとめのポイントⅠ ～相談支援専門員の資質の向上について～

① 基本的な考え方について

- 相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。また将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有する地域を基盤としたソーシャルワーカーとしての活躍が期待される。

② 人材育成の方策について

- 相談支援専門員の要件である研修制度や実務経験年数などの見直しを行うとともに、キャリアパスの一環として指定特定相談支援事業だけでなく、サービス管理責任者や基幹相談支援センターの業務を担うなど、幅広い活躍の場が得られる仕組みを検討すべき。
- 研修カリキュラムの見直しについては、「初任者研修」及び「現任研修」の更なる充実に加え、指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な実地研修（OJT）を組み込むべき。

③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」について

- 相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。
- 指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を得る機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。

④ 相談支援専門員と介護支援専門員について

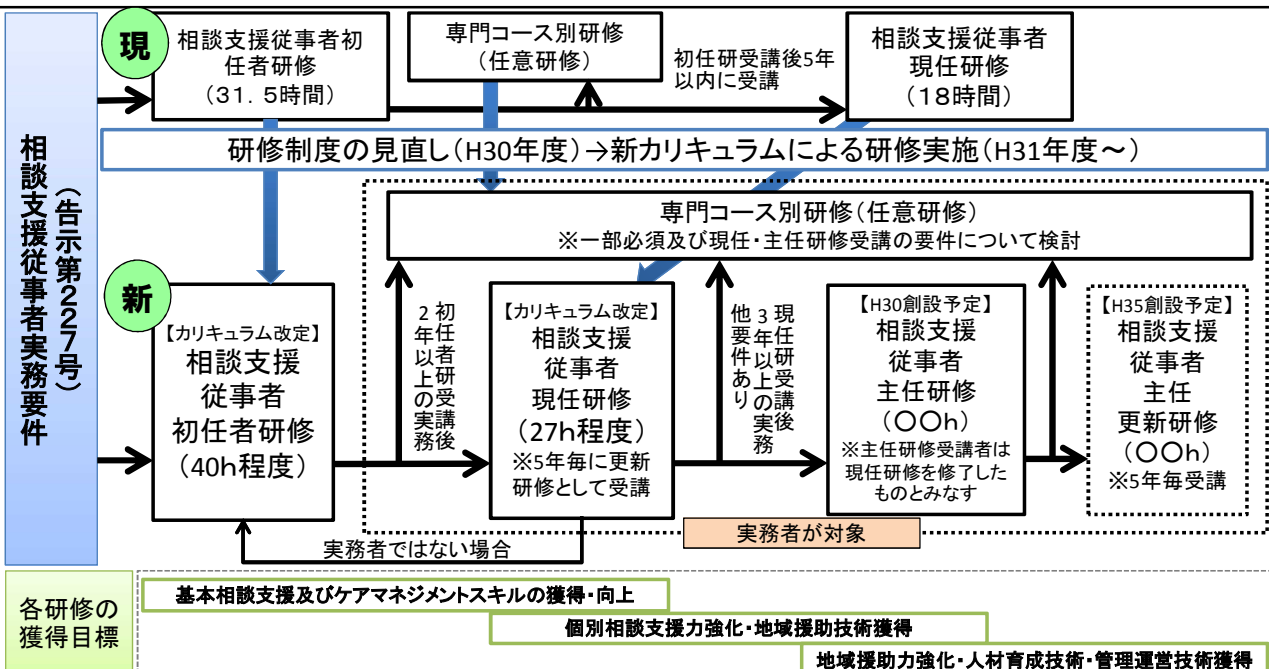
- 障害者の高齢化や「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、両者の合同での研修会等の実施や日々の業務で支援方針等について連携を図るとともに、両方の資格を有する者を拡大することも一案と考えられる。

⑤ 障害児支援利用計画について

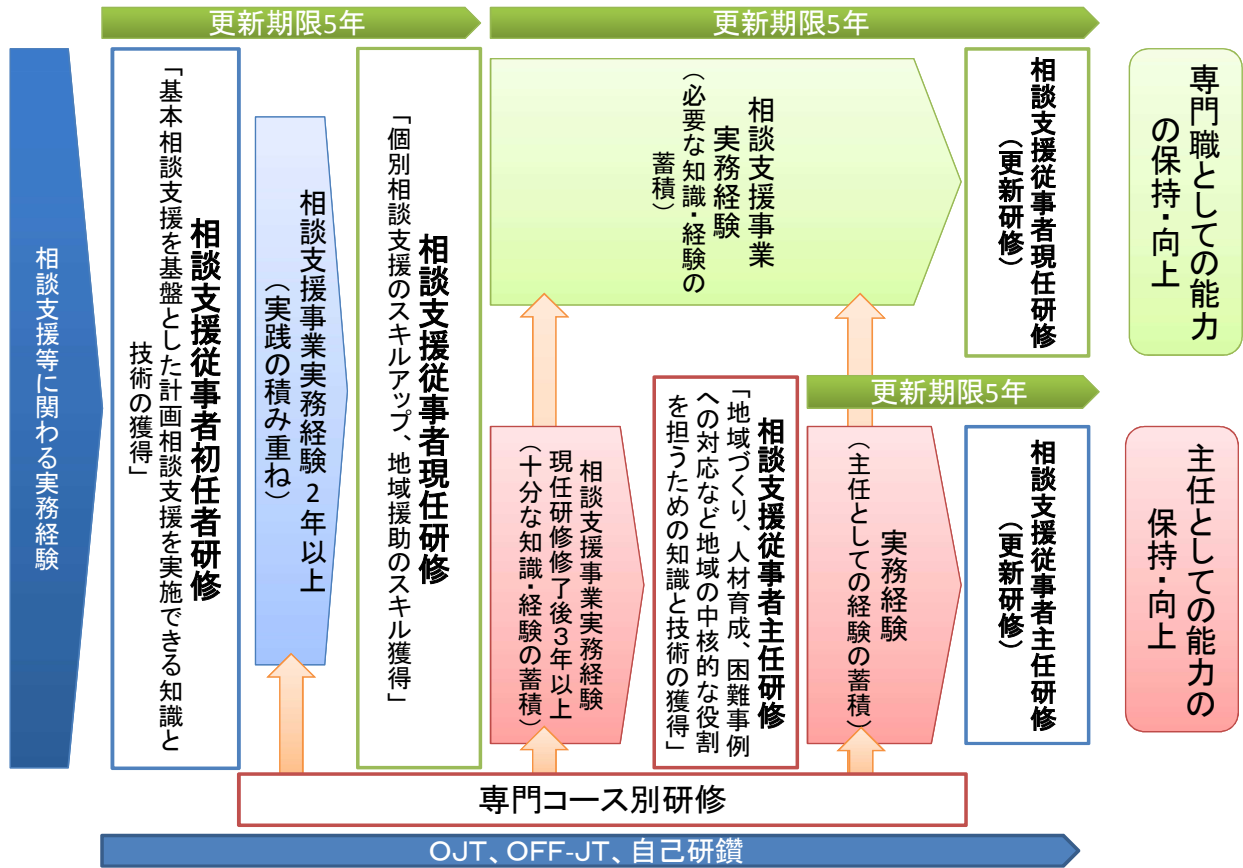
- 障害児支援利用計画については、いわゆるセルフプランの割合が高いが、障害児についての十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことが原因の一つと考えられる。これまでの専門コース別研修に加え、障害児支援に関する実地研修などを設けるべき。
- 市町村においても、障害児を取り巻く状況を十分把握し、評価を加えた上で適切な関係機関につなぐなど十分配慮し、そのために必要な知見の習得に努めるべき。

相談支援従事者研修制度の見直しイメージ(案)

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成・育成するために研修制度および相談支援従事者実務要件を見直す。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、初任者研修では基本相談支援を基盤とした計画相談支援を実施できる知識と技術の獲得、現任研修では個別相談支援のスキルアップ、地域援助のスキル獲得等を主な目的とし研修カリキュラムを改定する。
- さらに主任相談支援専門員の制度を創設し、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成すると共に、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整える。
- 専門職として修得すべき知識、技術の獲得状況を確認するため各研修において評価の実施を検討。



相談支援専門員の養成の全体像(案)



初任者・現任研修新標準カリキュラム(現時点でのたたき台)

<平成28年相談支援従事者研修のプログラム開発と評価に関する研究より引用及び改編>

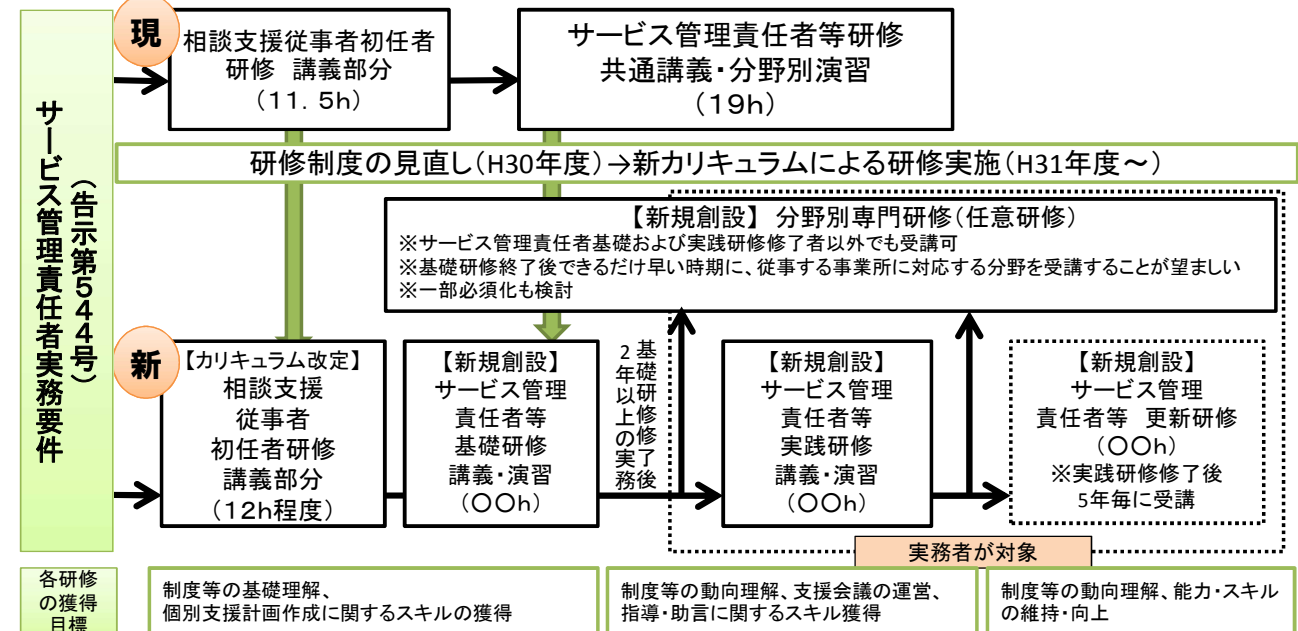
初任者研修			現任研修			
獲得目標	① ソーシャルワークとしての障害者相談支援の概要を理解し、他者に説明することができる。 ② 障害者ケアマネジメント、サービス等利用計画作成に関する実務を理解し、一連の業務ができる。		獲得目標	① 相談支援の基本的業務を確実に実施できる。【生きがいや自己肯定感を高める支援(ストレングス)、意思決定支援など相談支援の技術と能力の獲得】 ② コミュニティワーク(地域とのつながりやインフォーマルサービスの活用、社会資源の開発等)の理論と方法を学び、実際の事例においてコミュニティワークを行うことができる。【地域に即した相談支援の実践力の獲得】		
	研修項目	時間数		研修項目	時間数	
講義	障害者総合支援法・関連法の動向	2h	講義	障害者総合支援法・関連法の動向	1.5h	
	相談支援の基本姿勢・価値・倫理	1h		相談支援の基本姿勢・価値・倫理	3h	
	意思決定支援と権利擁護	1.5h		スーパービジョンの理論	1.5h	
	ケアマネジメント概論	2h		講義・演習	相談支援のプロセス	14h
	相談支援の実際	6h			コミュニティワーク	7h
事例研究	12h	合計	27h			
演習	実践研究1	13h				
	地域の資源と協議会の活用	5h				
	振り返り	0.5h				
	合計	43h				

国及び都道府県研修における新カリキュラムの移行について(案)

		H28	H29	H30	H31	H32	H33	
相談支援従事者	告示等改定			告示等改定				
	国研修	初任者	Point 旧カリキュラム	新カリキュラム 確定部分伝達	新カリキュラム 伝達研修を実施	新カリキュラム Point研修を実施		
		現任／更新	Point 旧カリキュラム	新カリキュラム 確定部分伝達	新カリキュラム 伝達研修を実施	新カリキュラム Point研修を実施		
		主任			国直接養成を検討中		新カリキュラム Point研修	
	都道府県研修	初任者	旧カリキュラムによる実施			新カリキュラムによる実施		
		現任／更新	旧カリキュラムによる実施			新カリキュラムによる実施		
主任					都道府県による養成開始			

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修制度の見直しイメージ(案)

- 現行のサービス管理責任者等を養成するための研修は、1回限りであり振り返りや更新の機会とは法定研修としてはなく、所属事業所内外におけるキャリア形成が必ずしも十分ではない。
- こうした現状において障害福祉サービス事業所等により提供されるサービスの質を担保するため、サービス管理責任者等がそのキャリアに応じたスキルアップを図れる機会を確保できる研修制度に見直す必要がある。
- これまで一回のみであった研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、基礎研修では主に個別支援計画作成に関する知識と技術を獲得し、さらに一定の実務経験を経た後、実践研修で職員への指導等を含めたサービス管理全体についての知識と技術を獲得する。その後、5年毎に更新研修を受講し知識と技術を再確認および向上させる。
- 研修修了時には、知識・技術の獲得状況を確認するために小テストによる評価の実施も取り入れる予定。



サービス管理責任者基礎研修標準カリキュラム案

平成28年度厚生労働科学研究より

- ▶ 障害福祉サービス等提供事業者等の職員として、障害福祉サービス等の提供に関する基本的な理念や倫理等の基礎を押さえる。
- ▶ サービス等利用計画と個別支援計画の関係や、個々の利用者に応じた『個別支援計画』の意味・知識・技術等の原則論を押さえる。
- ▶ 『個別支援計画』作成・修正の能力を、演習等を通じて獲得する。
- ▶ 修了時の到達レベルはアセスメントからモニタリングまでの一連のプロセスを理解したうえで、個別支援計画を作成・修正することができるレベルとする。

	研修項目	獲得目標
1	障害者福祉施策及び児童福祉施策の歴史の変遷(講義)	制度理解を通じて、障害者支援の制度改革を利用者主体から発信する力を身につける。
2	サービス管理責任者等の役割と業務(講義)	サービス管理責任者等の役割と業務を制度的に理解し、サービス管理責任者等と管理者の違い、サービス管理責任者等の業務上の責務(個別支援計画作成の業務、サービス提供プロセスの管理、サービス提供職員等に対する助言・指導等)を理解する。
3	サービス提供の基本的な考え方(講義)	サービス提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等を理解する。
4	サービス提供のプロセス(講義)	サービス提供のプロセスを理解し、PDCAサイクルでサービス提供できる実践力を獲得し、プロセスにおけるサービス内容のチェック方法を習得するとともに、個別支援計画の意義を理解する。
5	サービス等利用計画等と個別支援計画の関係(講義)	サービス等利用計画等における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等利用計画等の総合的な援助方針であることを認識する。また、サービス等利用計画等が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。現状の相談支援体制を理解する。
6	サービス提供事業所の利用者主体のアセスメント(講義)	サービス提供事業所のアセスメントの考え方やアセスメントの手法を習得する。各分野における異なる視点について理解する。
7	個別支援計画作成のポイントと作成手順(講義)	個別支援計画がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレスモデルを理解するとともに、作成の手順を習得する。
8	個別支援計画の作成(演習)	サービス等利用計画を踏まえ、総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を考慮して、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等をグループワークにより検討。検討結果に基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。
9	個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)および記録方法(講義)	事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画等との連動性を念頭に入れながら、モニタリングの視点・目的・手法等を理解する。

サービス管理責任者実践研修標準カリキュラム案

平成28年度厚生労働科学研究より

- ▶ サービス管理責任者等の本来業務を実践するために、個別支援計画の作成に携わっていることを前提として、サービス提供プロセスにおける「管理」、具体的には「支援会議の運営」、「サービス提供職員への助言・指導」について講義および演習を実施する。また、演習等によるグループワーク等を実施する中で、各自が実際に作成した「個別支援計画」の内容等の質の向上を図る。
- ▶ 修了時の到達レベルは、2年間の個別支援計画作成・修正の経験をベースに個別支援計画作成・修正について熟達し、関係機関との連絡調整や支援会議の運営、サービス提供職員に対する技術的な指導・助言等一連のサービスプロセス管理業務が行えるレベルとする。

	研修項目	獲得目標
1	モニタリングの方法(講義・演習)	事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画等との連動性を念頭に入れながら、モニタリングの視点・目的・手法等を理解する。事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。
2	個別支援会議の運営方法(講義・演習)	個別支援会議の意義、進行方法、行うべき事項(個別支援計画作成時、モニタリング時)等を理解する。演習においては、個別支援会議における合意形成過程をグループワークで体験し、サービス管理責任者等としての説明能力を獲得する。
3	個別支援会議におけるサービス管理責任者等の役割(演習)	グループワークの体験を基に、個別支援会議におけるサービス管理責任者等の役割について討議し、その役割についてまとめる。
4	サービス提供職員への助言・指導について(講義)	サービス提供職員への助言・指導の様々なアプローチ(OJTや事業所内外の研修会への参加、事例検討会や学会における発表等)、身につけるべきコーチング技法等、事業所における研修計画の立案等を理解する。
5	OJTとしての事例検討会の進め方(演習)	持ち寄った事例を基に、事例検討会を実際に行い、事例検討会の進め方を習得する。
6	障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向(講義)	障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向を理解することによって、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。
7	(自立支援)協議会との連携(講義)	(自立支援)協議会の意義、目的、活動内容、障害福祉計画等を理解し、(自立支援)協議会との連携の必要性を認識する。
8	サービス担当者会議等における多職種連携や地域連携の実践的事例(報告・発表やシンポジウム)	多職種との連携や地域との連携等の実践的事例に関して報告・発表やシンポジウムを行い、連携の意義を理解する。
9	サービス担当者会議等における多職種連携や地域連携に関するまとめ(演習)	シンポジウムの内容を踏まえ、グループワークにより多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントを討議し、個々に連携に関してまとめる。

国及び都道府県研修における新カリキュラムの移行について(案)

		H28	H29	H30	H31	H32	H33	
サービス管理責任者等	告示等改定			告示等改定				
	国研修	現行研修	Point 旧カリキュラム					
		基礎研修		新カリキュラム 確定部分伝達	新カリキュラム 伝達研修		新カリキュラム Point研修	
		実践研修 (更新研修)			新カリキュラム 伝達研修		新カリキュラム Point研修	
	都道府県研修	現行研修	旧カリキュラムによる研修実施 (分野別研修)					
		基礎研修				新カリキュラムによる研修実施 (統一研修)		
		実践研修 (更新研修)				新カリキュラムによる研修実施 (統一研修)		

相談支援従事者初任者研修カリキュラム

1日目〔平成29年7月19日（水）〕

9：00～17：00

時間	研修内容	研修のねらい
8：30	受付	
9：15	開講・オリエンテーション	
9：30 (3.0)	講義「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の概要」 大分県福祉保健部障害福祉課 参事 佐藤 美穂氏	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の趣旨、目的やサービス内容の基本的な理解を深める。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律におけるケアマネジメントの制度化と市町村における相談支援事業の役割を理解する。
12：30	昼食・休憩	
13：30 (2.0)	講義「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等における計画作成とサービス提供のプロセス」 ①サービス提供のプロセス ②個別支援計画とサービス等利用計画の関係 ①大分市障害福祉課 奈須 正博氏 ②大分県社会福祉事業団 穴井 靖彦氏	サービス提供に当たっての一連のプロセスを理解する。
15：30 (1.5)	講義「相談支援の基本姿勢」 社会福祉法人みちくさ 恒遠 樹人氏	相談支援において重視すべき理念等について理解する。

2日目〔平成29年7月20日（木）〕

9：30～16：30

時間	研修内容	研修のねらい
9：00	受付	
9：30 (2.5)	講義「障がい児者の地域生活支援」 大分市障がい者生活支援センター コーラス 古川聖子氏 地域生活支援センターとよみ園 陶山武尊氏	障がい児者の地域生活における社会資源の役割や支援内容を理解する。
12：00	昼食・休憩	
13：00 (2.0)	講義「ケアマネジメント（概論）」 大分市障がい者生活支援センターきぼう21 松木 亮氏	ケアマネジメントのプロセスと技術について理解する。
15：00 (1.5)	講義「相談支援における権利擁護と虐待防止」 農協共済別府リハビリテーションセンター 青山 昌憲氏	ケアマネジメントプロセス全般における権利擁護の視点と虐待防止などにおいて果たすべき役割を理解する。

3日目〔平成29年8月10日（木）〕

9:00～17:00

時間	研修内容	研修のねらい
8:45	受付	
9:00 (3.0)	講義「ケアマネジメントの実践」 宮崎県障害児・者 そうだんサポートセンターはまゆう 田畑 寿明氏	事例を通して、アセスメント・サービス等利用計画作成・社会資源の活用と調整、モニタリングを理解する。
12:00	昼食・休憩	
13:00 (3.0)	講義「ケアマネジメントの実践」 宮崎県障害児・者 そうだんサポートセンターはまゆう 田畑 寿明氏	〃
16:00 (1.0)	実習ガイダンス 障害者生活支援センター エマオ 角 令子氏	実際の事例を選定して、ケアマネジメントプロセスを個別学習することによって、演習につなげる。 (在宅の事例を1事例選定し、ケアマネジメントプロセスを課外実習する。)

4日目〔平成29年9月21日（木）〕

9:00～17:00

時間	研修内容	研修のねらい
8:45	受付	
9:00 (3.0)	演習Ⅰ「サービス等利用計画書の作成」 地域生活支援センターとよみ園 陶山武尊氏	課外実習で作成した各自のサービス等利用計画案を発表し、相互の事例の理解を深める。
12:00	昼食・休憩	
13:00 (4.0)	講義「協議会の役割と活用」 大分県障害福祉課 山田 邦文氏 別府リハビリテーションセンター青山昌憲氏 サポートセンターサライ 成瀬 吉要氏 相談支援事業所ばれっと 首藤 辰也氏	協議会の必要性と運営方法について理解する。

5日目〔平成29年9月22日（金）〕

9:00～17:00

時間	研修内容	研修のねらい
8:45	受付	
9:00 (3.0)	演習Ⅱ「サービス担当者会議」	発表事例の事後的・客観的評価により実習・演習の総括を行う。
12:00	昼食・休憩	
13:00 (1.0)	演習Ⅱ「サービス担当者会議」	発表事例の事後的・客観的評価により実習・演習の総括を行う。
14:00 (3.0)	演習のまとめ Bee すけっと 石松 聡美氏	模擬的なサービス担当者会議を通じて事例検討を行い、ケアマネジメント手法を具体的に理解する。
17:00	修了式	

<平成29年度相談支援従事者現任研修カリキュラム>

1日目〔平成29年11月24日（金）〕

9：00～17：00

時間	研修内容	研修のねらい
8：30	受付	
9：00	開講・オリエンテーション	
9：15 (1)	講義「障がい者福祉の動向について」 大分県障害福祉課 佐藤 美穂氏	障がい福祉施策及び関連施策に関する最新の動向を理解する。
10：15 (1)	講義「地域移行支援について」 地域生活支援センターとよみ園 陶山 武尊氏	障がい者の地域移行支援について、事例を通して実効性のある方策を学ぶ
11：15 (1)	講義「地域生活支援事業について」 相談支援事業所ルポーズ 石川 博一氏	地域生活支援事業に関連する事例を分析し、専門的な支援が必要な事例の支援方法を学ぶ。
12：15	昼食・休憩	
13：00 (2)	講義「相談支援の基本姿勢及びプロセスについて」 別府リハビリテーションセンター 青山 昌憲氏 地域生活支援センターBeeすけっと 石松 聡美氏	相談支援において重視すべき理念及び相談支援の意義や役割等について理解する。
15：00 (2)	講義「協議会について」 大分県障害福祉課 相談支援事業所ぱれっと 首藤辰也氏	協議会の運営等、地域の関係機関とのネットワークづくりについて理解する。

2日目〔平成29年12月16日（土）〕

9：30～16：30

時間	研修内容	研修のねらい
9：00	受付	
9：30	オリエンテーション	
9：45 (2.5)	演習「障がい者ケアマネジメントの実践」 日本相談支援専門員協会顧問 福岡 寿氏	各受講者の相談支援実例を発表し、支援の検証を行う。
12：15	昼食・休憩	
13：00 (3.5)	演習「障がい者ケアマネジメントの実践」 日本相談支援専門員協会顧問 福岡 寿氏	支援実例等の検討を行い相談支援従事者としての実務能力を向上させる。

3日目〔平成29年12月17日（日）〕

9：15～16：00

時間	研修内容	研修のねらい
9：00	受付	
9：15 (3)	演習「スーパーバイズ」 日本相談支援専門員協会顧問 福岡 寿氏	スーパーバイズを経験することにより、相談支援の質を確保する方法を理解する。
12：15	昼食・休憩	
13：00 (3)	演習「スーパーバイズ」 日本相談支援専門員協会顧問 福岡 寿氏	スーパーバイズを経験することにより、相談支援の質を確保する方法を理解する。

地域で活躍する相談支援専門員養成について

大分県障害者相談支援事業推進協議会

はじめに

大分県障害者相談支援事業推進協議会では、平成 29 年度より研修委員会を設置し、相談支援専門員の資質向上を目的としたコース別研修の企画・立案、相談支援専門員のキャリアパスに関しての検討をおこなった。

その中で「平成 29 年度は、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の作成時期にあたるため、地域で活躍する相談支援専門員の目標値を作成してはどうか。」という意見や「一定のキャリアを積んだ時に一定の相談支援専門員としての資質を可視化できるものがあった方がよいのではないか。」という意見が出された。

1 年間の検討結果として「地域で活躍する相談支援専門員養成について」の報告書をまとめ、研修委員会の成果物としていきたい。

尚、この報告書に記載している目標値はあくまでも努力目標である。

大分県障害者相談支援事業推進協議会研修委員会 委員長

1. 地域で活躍できる相談支援専門員とは

大分県障害者相談支援事業推進協議会研修委員会（以下、研修委員会）では、地域で活躍できる相談支援専門員の兼ね備える資質として、（１）個別の実践を理論に基づき、展開できる。またそれを説明できる。（２）自身の個別実践を地域課題として提起できる（３）社会資源の改善・開発の働きかけができるとした。

【地域で活躍できる相談支援専門員の資質】

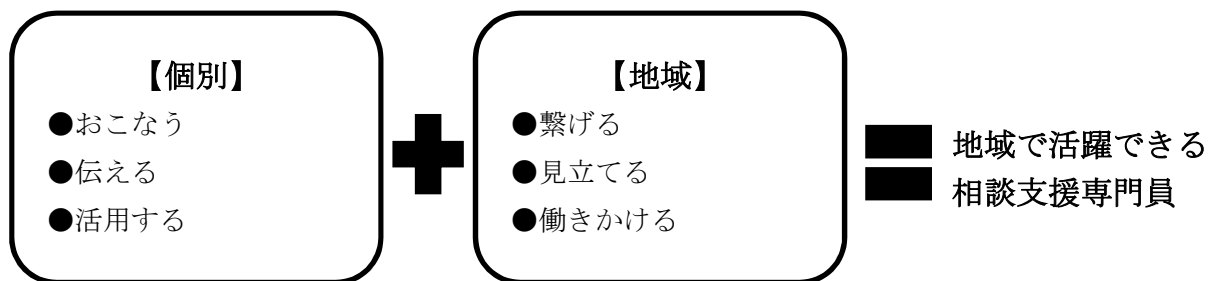
- （１）個別の実践についてケアマネジメント、ソーシャルワークの理論に基づき、適切な対応ができる。
- （２）個別の実践について自らおこなった実践について他者に説明ができる。
- （３）ケアマネジメント、ソーシャルワークを含む相談支援専門員が活用すべき理論を説明することができる。

※ 自らの実践や実践に必要な理論を他者に伝えることができることが重要となる。

- （４）個別の実践から地域課題を抽出し、課題を提起することができる。
- （５）個別の実践をしている地域診断をおこなうことができる。
- （６）社会資源の改善・開発を働きかけることができる。

※ 個別の実践で生じた課題を地域課題に繋げ、社会資源の改善・開発をおこなう視点が重要となる。

【地域で活躍できる相談支援専門員のイメージ図】



2. 地域で活躍できる相談支援専門員の具体的目標

大分県内において地域で活躍できる相談支援専門員がどれだけ必要かという目標値については、検証されていない。一方で、個別の実践及び理論を伝えるという観点で大きな意味を持つ相談支援従事者初任者・現任研修の講師、ファシリテーター等の具体的目標値を定めることによって、地域で活躍できる相談支援専門員の必要数を把握することに繋がるのではないかと判断した。

【地域で活躍できる相談支援専門員の目標値】

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援従事者初任者研修 ファシリテーター	24 名	26 名	28 名	30 名

相談支援従事者初任者研修 指導者	12名	14名	15名	16名
相談支援従事者現任研修会 指導者	4名	5名	6名	7名
主任相談支援専門員研修会 指導者（仮）	-	2名	4名	6名
地域で活躍できる相談支援専 門員（仮）	-	-	-	6名

3. キャリアに応じて求められる力について

相談支援専門員にとって質の向上は必要不可欠である。しかし、どの段階でどの程度の資質が必要になるかを伝えていくことは困難である。また、それぞれの相談支援専門員の資質が担保されているかを可視化することも同様に困難である。そのような状況で図1～3にかけて、それぞれの状況に合わせ求められる力をまとめてみた。【図1】

項目	求められる力
相談支援専門員初任者研修修了者	<ul style="list-style-type: none"> ○制度を理解し、説明、相談にのることができる。 ○本人の意向に基づく地域生活の実現のために、サービス等利用計画を適切に作成し、アセスメントを行うことができる。 ○障がい児・者が地域において自立した生活が送れるために、彼らの困りに対して基本相談に応じる。 【（1）相談支援に必要な価値】 ●人権意識・当事者尊重・意思決定支援について理解し説明できる。 【（2）相談支援に必要な知識】 ●障害福祉に関する制度を理解し説明できる。 ●権利擁護に関する制度を理解し説明できる。 ●障害特性（発病を含）について理解し説明できる。 ●発達について理解し説明できる。 ●医療的ケアについて理解し説明できる。 ●高齢者福祉・介護保険制度について理解し説明できる。 【（3）個別ケースに対する相談支援のスキル】 ●記録の技術について説明できる。 ●安心感（ラポールの構築）について理解し説明できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・受容 ・傾聴 ・面接設定 ●インテークアセスメントを適切に実施及び説明できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集力 ・ケースを通じての情報整理力 ・見立ての力（仮説を立てる） ・要約力 ・（利用者・他の支援者等）への説明力 ・客観性の担保 ・2次アセスメントの活用 ●サービス担当者会議を適切に開催・運営及び会議の趣旨説明ができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・会議招集（必要に応じ、必要なメンバーの招集等） ・（利用者ニーズ等）情報共有力 ・スムーズな会議進行 ●サービス等利用計画を適切に作成及び説明することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・社会資源情報収集 ・（フォーマルサービス利用を含めた）調整力 ・（適切で分かりやすく）書く力 ・（利用者および関係者に分かりやすく）説明する力 ●必要に応じて適切な（直接的）介入ができる。 ●モニタリングを適切に実施及び説明できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・適切なモニタリング期間の設定 ・サービス提供状況の観察 ・サービス提供状況の聞き取り ・サービス提供状況の評価 【（4）地域デザインにおける相談支援のスキル】 ●有効なネットワークを構築できる（チームアプローチ） <ul style="list-style-type: none"> ・チーム形成 ・個別支援会議活用

【図 2】

項目	求められる力
相談支援専門員現任研修修了者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ニーズを把握し、地域診断を行う事ができる。 ○福祉・行政・教育等関係機関との情報連携を円滑にすすめる。 <p>※相談支援初任者研修修了に必要な力（１）～（４）とともに、 【（４）地域デザインにおける相談支援のスキル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域ニーズを適切に把握及び説明できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ニーズの掘り起こし ・地域ニーズのコーディネート ●地域診断を適切に実施できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域診断のための情報提供 ・地域情報の発信 ●社会資源を必要に応じて改善・開発できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・個別の支援からの地域課題提起 ・課題解決策検討 ・課題解決策提案
ファシリテーター養成研修修了者	<ul style="list-style-type: none"> ○利用計画上のサービスでは対応が難しくなった困難事例や医療的ケアの事例等の相談に応じる。 ○地域でのケース会議・担当者会議で、中心となり会議を進める統取り役。 ○課題抽出→課題整理を行い、地域単位で課題を把握する。→自立支援協議会などの地域の会議体へ繋ぐ橋渡し役。
相談支援従事者初任者研修指導者	<ul style="list-style-type: none"> ○県全体の相談支援専門員の指導役。
相談支援従事者現任研修指導者	<ul style="list-style-type: none"> ○県全体の相談支援専門員の指導役。 ○相談支援専門員に求められる地域資源の繋ぎ方・地域課題の把握の仕方を指導する。 ○障害福祉のみでなく、高齢者福祉や児童福祉等他制度にも精通しており、適切に繋ぐことができる。

【図 3】

項目	求められる力
主任相談支援専門員研修指導者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での人材育成を立案・運営することができる ○県全体を見渡し、課題解決に向けた研修を実施。 ○社会資源を把握し、地域情報を発信する。 <p>※相談支援初任者に求められる力（１）～（４）及び相談支援現任研修に求められる力（４）とともに、 【（５）地域（事業所）の人材育成及び運営管理における相談支援のスキル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域（事業所内）人材育成を実施できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・SV（個別・GSV） ・ファシリテーション ・研修立案、運営

4. 地域で活躍できる相談支援専門員養成の具体的展開方法として

地域で活躍できる相談支援専門員養成を具体的に推進していくためには、継続的かつ計画的に検討をしていく必要がある。具体的には、（１）研修委員会の活用（２）相談支援・研修部会の活用をしていき、課題を抽出し大分県自立支援協議会等へ提案をしていきたいと考える。

おわりに

地域で活躍される相談支援専門員の人材育成を皮切りにサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者を含め、計画的に人材育成の協議を図っていくこととしていきたい。

次第 3

その他

年間スケジュール（案）について

平成30年度自立支援協議会開催スケジュール(案)

平成29年度	平成30年						平成31年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会						第1回協議会					第2回協議会	
市町村担当者会議		市町村担当者会議	圏域会議の開催(6圏域)									
相談支援・研修部会			第1回部会								第2回部会	
地域移行専門部会				第1回部会							第2回部会	

参考〈平成29年度の取組内容〉

平成30年度案

自立支援協議会 大分県障がい福祉計画、市町村の課題等の検討

圏域会議の開催(6圏域)

相談支援・研修部会 自立支援協議会相談部会の活性化、相談支援専門員の人材育成

協議会の活性化に向けた取組について各圏域ごとに実施。

地域移行専門部会 大分県障がい福祉計画、地域移行に関する課題把握、支援策の検討

市町村担当者、各圏域の委員、県